

国土交通省からのお願い

トラック運送事業の適正原価に関する実態調査への協力依頼について

一般貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年6月に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上を図り、持続可能な物流を実現するため、事業許可の更新制や適正原価制度が導入されることとなりました。

この度、国土交通省では、貨物自動車運送事業法改正の趣旨を踏まえ、適正原価の設定にあたってトラック事業者の原価構造の実態等を把握するため、標記調査を実施いたします。

本調査は、貨物自動車運送事業法第60条第1項及び貨物自動車運送事業報告規則第3条に基づき臨時の報告を求めるものであり、回答の義務がある調査ですので、必ずご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査結果は統計的に処理し、個別事業者の情報を外部に開示することや、運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありません。「適正原価」に関するご実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

◆実態調査 ご回答期限：**令和8年2月20日（金）**

【本調査の実施主体】

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課

東京都千代田区霞が関 2-1-3

【本調査のお問い合わせ先】

まずは、以下のWEBサイトにアクセスいただき、ご質問への回答が解説又は掲載されているかご確認ください。

解説動画はこちら



<https://mlit.site/ask>

Q&Aはこちら



<https://mlit.site/faq>

上記 WEB サイトで疑問点が解決しなかった場合には、以下の連絡先までお問い合わせください。

- ・メールアドレス ask@mlit.site
- ・FAX 03-6273-0485

TEL:050-3642-4507 (メール、ファックスによるお問い合わせが確実です)

※オペレーター対応時間：月～金（祝日を除く）/9時～18時

お電話は大変混みあいますので、つながらないことが多いため、電子メール、FAXでの問い合わせにご協力をお願い申し上げます。

※アンケートの内容、回答方法の詳細については、同封の**回答要領をご参照ください。**